

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
東洋町	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで
	子育て支援	東洋町出産奨励金	○出産時に係る費用支援と次代を担う子どもの誕生を祝う奨励金 ○支給額:乳児一人につき100,000円とし、うち50,000円を東洋町スタンプ会商品券にて支給 ○申請方法:出生届を提出する際、東洋町出産奨励金支給申請書を提出 ●お問い合わせ先: 《住民課》0887-29-3394
	林業	特用林産業新規就業者研修支援事業	○対象者: 1 特用林産業で就業の意思のある者 2 補助開始年度の4月1日現在15歳以上65歳未満の者 3 林業経営又は特用林産業経営を行っていない者 4 町内に住所を有する者(補助事業実施期間中は町内に住所を有する者) 5 特用林産業従事経験が無い又は経験等が浅く(特用林産業従事経験2年未満の者)研修が必要な者 6 研修先となる受入生産者等が研修生の1親等又は2親等以外のものである者 ○支援金:月額15万円以内 ○期間:2年以内 ●お問い合わせ先: 《産業建設課》 TEL:0887-29-3395 Fax: 0887-29-3825
室戸市	漁業	室戸市漁業就労者支援事業	※詳細に関しましてはお問い合わせください ●お問い合わせ先: 《農林水産課》 TEL:0887-22-1111(代)
	農業	室戸市農業就労者支援事業	※詳細に関しましてはお問い合わせください ●お問い合わせ先: 《農林水産課》 TEL:0887-22-1111(代)
	林業(土佐備長炭)	土佐備長炭技術研修生募集	※詳細に関しましてはお問い合わせください ●お問い合わせ先: 《農林水産課》 TEL:0887-22-1111(代)
	子育て支援	未就学児医療費負担	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・0歳…通院・入院:全額 ・非課税世帯/1歳～就学前…通院・入院:全額 ・課税世帯/3歳～就学前(第1子・第2子)…通院:1割/入院:全額(第3子)…通院・入院:全額 ・その他の世帯/1歳～2歳…通院・入院:全額 3歳～就学前…入院:全額
		保育料減免	・2人以上の入所児童…2子に係る保育料:2分の1 ・18歳未満を養育3人以上…第3子以降の入所児童が5歳未満:無料
	定住促進	移住促進交流宿泊施設	○1日1000円(光熱費込み)で使用することができます (例:1泊2日の場合…700円×2日=1,400円) ○利用資格:移住を考えている方 ○使用期間は、最長で28日間です。 ○飲食費や洗剤等の消耗品は使用者の負担 ○設備:ガスコンロ・ガス給湯器・炊飯ジャー・電子レンジ・冷蔵庫・トースター・食器乾燥機・洗濯機・掃除機・布団・液晶テレビ・エアコン・食器など ●お申し込み方法: 室戸市役所移住担当窓口にご連絡ください。 申込書等を送らせていただきます。 《企画財政課》TEL:0887-22-5147 Fax:0887-22-1120 E-mail: mr-010300@city.muroto.lg.jp

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
奈半利町	移住促進	お試し移住体験住宅	<p>移住体験奈半利モニターハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容: 移住希望者が一定期間奈半利町での生活体験を行える場を提供し、移住・定住の促進を図る ○入居対象者: 奈半利町への移住を希望する方 ○入居期間: 1日を単位とし最長28日間 ○賃料等: 6,000円/1～7日間 11,000円/8～14日間 ○設備: 和室3室・シャワー付きお風呂・洋式トイレ ○付属物品: テレビ・冷蔵庫・ガスコンロ・電子レンジ・炊飯器・洗濯機・食器・寝具等すぐに生活ができます ○備考: バスタオル及び歯ブラシはご持参下さい ○応募方法: 事前予約、及び使用申請書の要提出 ●お問い合わせ先: 《奈半利町地域雇用促進協議会》Tel:0887-38-8177
	住宅	定住促進住宅用地分譲事業住宅購入助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ○横町宅地分譲: 利便性抜群(駅まで徒歩3分、役場まで徒歩4分、量販店すぐ近く) ○町内建築業者をご利用の場合、最高で40万円の助成を受けれます。 ○申込受付期間: 随時申込み受付 ●お問い合わせ先: 《地域振興課 定住団地担当》Tel:0887-38-8182 Fax:0887-38-7788
	住宅	空き家情報	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家情報: 有 ○空き家バンク制度: 有
	農業	新規就農研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者: ・研修期間及び研修終了後、奈半利町に居住し、就農可能な者 ・18歳以上65歳未満 ・他市町村で同様の研修を受けていない者 ・公共料金等の滞納歴のない者 ○研修期間: 原則1年間(1年間に限り延長可) ○研修場所: 町内農家 ○研修助成金: 1人15万/月(配偶者3万円/月、子供1人につき1万円/月加算) ○研修内容: 施設園芸作物(ピーマン、ナス、スイカ)の栽培及び経営計画 ●窓口・お問い合わせ先: 《地域振興課》Tel:0887-38-8182
	子育て支援	出産祝金支給条例	<ul style="list-style-type: none"> ○支給条件: 奈半利町に住所を有し、現に居住し、新生児を養育する保護者に支給 ○支給額: 新生児一人につき3万円 ○申請方法: 出産の日から6ヶ月以内に、申請書を町長に提出 ●お問い合わせ先: 《住民福祉課》Tel:0887-38-4012
		多子世帯保育料等軽減事業	<ul style="list-style-type: none"> ○多子世帯を応援し、経済的負担の軽減を図るため、児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育している世帯の第3子以降3歳未満児の保育料等を軽減する ○対象児童: 奈半利町に住所を有し、かつ、町内の「認可保育所(保育の実施について町と委託契約を締結している他市町村の保育所を含む。）」、「幼稚園」及び「届出認可外保育施設」に入所している第3子以降3歳未満の児童とする。 ●お問い合わせ先: 《奈半利町教育委員会》Tel: 0887-38-8188
		奈半利町子育て支援拠点施設の設置及び運営管理	放課後に児童を一時的に預かる児童クラブを設置
医療	乳幼児医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院: 満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院: 満15歳に達した最初の3月31日まで 	

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
田野町	医療	乳幼児医療費助成制度	◇乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っている ・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで ●担当部署: 《保健福祉課》TEL:0887-38-2812
	トイレ水洗化	浄化槽設置整備事業	◇合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の保全を目的として、浄化槽の設置者に補助金を交付する 補助限度額:下記の通り 5人槽…332,000円 6～7人槽…414,000円 8～10人槽…548,000円 ※合併処理浄化槽の本体設置に要する費用のみを補助する為、工事費は別途負担。 ●担当部署: 《保健福祉課》TEL:0887-38-2812
	定住促進	すこやか定住	◇出産祝金:出産した子が現に2人以上いる家庭において、第3子以降の出生があった場合、10万円支給 ●担当部署: 《保健福祉課》TEL:0887-38-2812
		すこやか定住	◇育児奨励金:出産祝金の受給者に対し、3人目以降の子の就学前の年度末まで毎月1万円を支給 ●担当部署: 《保健福祉課》TEL:0887-38-2812
		すこやか定住	◇学校給食支援事業:田野町に住居を有し、子ども3人が同時に本町の義務教育を受ける家庭に限り、年度末に給食費を返金する(3人目以降の分に対してのみ) ●担当部署: 《教育委員会》TEL:0887-38-2511
	定住促進	住宅リフォーム緊急支援事業	◇生活環境の向上や地域経済の活性化及び定住促進を図る為、町内業者を利用して工事費用30万円以上の住宅リフォームや増改築工事を行う方を対象に、工事費を補助する ・通常:工事費の20%、補助限度額30万円 ・定住促進事業:工事費の30%、補助限度額40万円 ●担当部署: 《総務課》TEL:0887-38-2811
	定住促進	住宅耐震化促進事業	◇次期南海地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅を対象に以下の事業について、予算の範囲内で補助金を交付する ・木造住宅耐震化促進事業 ・非木造住宅耐震化促進事業 ・住宅耐震改修緊急支援事業 ・コンクリートブロック塀耐震対策事業(※内容については高知県と同様) ●担当部署: 《総務課》TEL:0887-38-2811
移住促進	空き家情報	◇空き家等情報バンク制度あり ◇空き家再生等推進事業 ◇空き家情報あり ●担当部署: 《まちづくり推進課》TEL:0887-38-2813	
農業	新規就農研修支援事業	◇農業研修生及び研修生受入農家等への支援を実施。内容については下記参照。 ・対象者:18歳～60歳までの者を対象とする。 ・研修期間:研修期間は1年間とするが、研修生及び受入農家の協議のもと最大2年間とする。 ・研修助成金:上限15万円/月 ●担当部署: 《まちづくり推進課》TEL:0887-38-2813	

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
安田町	医療	乳幼児・児童医療費助成	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで ●窓口・お問い合わせ先: 《町民生活課》Tel:0887-38-6712
	子育て支援	多子世帯保育料(幼稚園含む)軽減事業	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、児童(18歳未満)を3人以上養育している世帯の第3子以降の保育料(幼稚園含む)等を無料化(条件あり) ●窓口・お問い合わせ先: 《町民生活課》Tel:0887-38-6712
		赤ちゃん誕生祝金	出産の日以前の居住期間の月数に1万円を乗じた額。ただし、24ヶ月(24万円)を上限とする。 ●窓口・お問い合わせ先: 《町民生活課》Tel:0887-38-6712
	農業	新規就農支援事業	成年就農者への経営支援(条件あり) ※詳細は「安田町青年就農給付金事業費給付金交付要綱.pdf」をご覧ください ●窓口・お問い合わせ先: 《経済建設課》Tel:0887-38-6714
		新規就農研修事業	研修受入農家等のもとで実践研修を行う研修生に対して研修手当の支給(条件あり) ●窓口・お問い合わせ先: 《経済建設課》Tel:0887-38-6714
		新興作物栽培施設管理	マンゴー等の新興作物の普及促進を目的として、施設園芸用ビニールハウスでの栽培管理。 ●窓口・お問い合わせ先: 《経済建設課》Tel:0887-38-6714
	住宅	住宅耐震化促進事業	○木造住宅等耐震診断事業 指定業者による耐震診断料 33千円のうち、30千円を国・県・町が助成します。 ⇒ 個人負担 3千円で耐震診断が行えます。 ○木造住宅等耐震改修設計助成事業費補助金 木造住宅等の耐震改修設計に係る費用を、上限200千円まで補助します。 ○木造住宅等耐震化助成事業補助金 木造住宅等の耐震改修費用を、上限900千円まで補助します。 ○木造住宅等耐震化助成事業補助金(町単独) 上記の耐震改修費用に対し、町単独で上限300千円まで継ぎ足し補助します。 ○ブロック塀耐震対策事業補助金 震災時に倒壊の恐れのあるブロック塀の改修費用に対し、上限200千円まで補助します。 ●窓口・お問い合わせ先: 《総務課》Tel:0887-38-6711
		UIターン希望者住居改修事業補助金	UIターン希望者の受入住宅改修(畳やふすまの入れ替え、簡易修繕など)費用に対し、上限500千円まで補助します。 ●窓口・お問い合わせ先: 《総務課》Tel:0887-38-6711
	定住促進	若者定住促進事業	○空き家情報/有り
北川村	定住促進	若者定住促進事業	○結婚祝金: 結婚後、夫婦とも住民基本台帳に登録され、3年以上引き続き北川村に居住する事が確約できる35歳未満の新婚夫婦に5万円の結婚祝金を贈ります ●お問い合わせ先: 《住民課》Tel: 0887-32-1214
	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院:満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院:満15歳に達した最初の3月31日まで ●お問い合わせ先: 《住民課》Tel: 0887-32-1214

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
馬路村	子育て支援	林業後継者奨学金	(※事業主または個人にご案内) ・本村の住民基本基本台帳に登録され定住する意志がある40歳未満の者で、民間林業に従事し、林業を主たる生産とする者に、5年間に限り、毎月2万円を贈ります。 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
		出産祝金	本村の住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住することが確認できる方が出産した場合、10万円の出産祝金を贈ります。 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
		チャイルドシート購入補助金	本村の住民基本台帳に登録され、5年以上居住することが確認できる6歳未満児の保護者を対象とする。補助金は購入金額の2分の1を原則とする。 ①ベビーシート(乳幼児期～9か月位) 25,000円 ②乳児用シート(4ヶ月～4歳位) 15,000円 ③学童用シート(4歳～10歳) 5,000円 ※子供1人につき、2回まで補助申請ができます。 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
		入学祝金	本村の住民基本基本台帳に登録され5年以上経過している者が、村内の小学校及び中学校に入学した場合、入学祝い金として3万円を贈ります。 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
		保育料補助	所得段階に応じて、基準から減額補助
	定住促進	結婚祝金	○: 結婚後、夫婦とも住民基本台帳に登録され、5年以上引き続き馬路村に居住する事が確認できる夫婦に10万円の結婚祝金を贈ります。 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
		引越補助金	村に定住する意志で転入し、住民基本台帳に登録され、馬路村に5年以上居住することが確認できる方に対して、次の区分により引越補助金を、引越時及び引越後5年経過時に贈ります。 ① 義務教育以下の子供を含む家庭 10万円 ② ①のほか、世帯主が40歳未満の家庭 5万円 ③ 40歳未満の単身者 3万円 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
		留村奨学金	本村の住民基本台帳に登録された中学校卒業以上の新規学卒者(中退含む)が、家事または企業等に就職し、5年以上居住することが確認できる場合、留村奨学金を贈ります。 ① 留村時 3万円 ② 1年経過時 5万円 ③ 2年経過時 7万円 ④ 5年経過時 15万円 ●お問い合わせ先: 《総務課》TEL: 0887-44-2111
	住宅	村営住宅	村営住宅の貸し出し
	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています ・入院: 満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院: 満15歳に達した最初の3月31日まで ●お問い合わせ先: 《健康福祉課》TEL: 0887-44-2112

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
安芸市	農業	新規就農研修支援事業	○対象者: ・15歳以上65歳未満であること ・研修終了後、本市に移住し、1年以内に就農すること ○内容:安芸市内の研修受入農家のもとで研修を行う研修生に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 ○研修期間:1年以上2年以内 ○研修内容:施設園芸作物(ナス・ピーマンなど)等の栽培技術と経営感覚を身に付ける。 ○研修助成金:月額 15万円以内/月 (補助金の交付は、4ヶ月目以降になります) ●窓口・お問い合わせ先: 《農林課》TEL:0887-35-1016
	漁業	新規漁業就業者支援事業	漁業者のもとで研修を行い本市において漁業に就業する場合、研修期間中最大15万円/月を支援 ●お問い合わせ先: 《商工観光水産課》TEL: 0887-35-1011
	起業	安芸市空き店舗対策支援事業	○安芸市商店街連合会区域内に立地する空き店舗等を活用して行う、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設を行う事業 【店舗改装費】 ア、内外装整備は、必要最小限のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。 (建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。) イ、設備及び備品は原則として補助対象外とするが、改装に密着で不可欠なものは補助対象とする。 ウ、空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。 エ、安芸市大型店舗への企業誘致促進に関する条例第4条第3号に規定する支援措置の対象となるものは、補助対象外とする。 ●補助率: 高知県こうち商業振興支援事業費補助金交付要綱別表に規定する空き店舗対策事業について、補助対象経費から県補助金を差し引いた残額の2分の1以内を補助する ●補助限度額:上限額50万円以内 【店舗賃借料】 店舗の借用自体にかかる賃借料とし、保証金、礼金、敷金等の預託金、土地にかかる賃借料、仲介手数料、管理費衛生費等の管理運営費、水道光熱費、修繕費等の維持管理費を除くもの。 ●補助率:補助対象経費の1/2以内 ●補助限度額:上限額30万円以内。 限度額は月額5万円とし、月の途中で当たる場合は、翌月からとする。 (補助期間は最長6か月とする)
	子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の保育料を無料化
	病児・病後児保育	市内在住の小学3年生までの子どもを対象に、病中・病後に病院にて保育・看護を実施	
	医療	乳幼児医療費助成制度	○乳幼児の健康を守るため、医療費の助成を行っています。 ・入院:就学前まで ・通院:3歳未満(18歳未満の第三子以降は就学前まで無料)
芸西村	定住促進	若者定住促進事業	○成長祝金:小学校入学前に1人につき2万円支給されます。(平成26年度で終了) ※ただし1月1日に住所がある方に限る ●お問い合わせ先: 《健康福祉課》TEL: 0887-33-2112
	子育て支援	チャイルドシート購入補助金	チャイルドシートに要する経費に補助金を交付します。 ○交付対象品:ベビーシート、チャイルドシート、補助シート ○交付対象者:年齢6歳未満の乳幼児の保護者 ○交付額: ・ベビーシートの購入経費の2分の1 (補助限度額は25,000円) ・チャイルドシートの購入経費の2分の1 (補助限度額は15,000円) ・補助シートの購入経費の2分の1 (補助限度額は5,000円) ●お問い合わせ先: 《企画振興課》TEL: 0887-33-2114

—市町村別支援情報一覧(東部)—

H26年9月24日更新

市町村	項目	事業名	対象者・内容
	医療	乳幼児医療費助成制度	<p>○乳幼児及び児童・生徒の健康を守るため、医療費の助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院: 満15歳に達した最初の3月31日まで ・通院: 満15歳に達した最初の3月31日まで <p>●お問い合わせ先: 《健康福祉課》TEL: 0887-33-2112</p>